

国防保安法(スパイ防止法)による言論の封圧

前坂 俊之

(静岡県立大学国際関係学部教授)

<昭和13年>

「1億が 1つ心で防諜団 1億動員 あたれよ防諜(ぼうちょう=スパイの侵入や活動により秘密が漏れるのを防ぐこと) 間諜(スパイのこと)は 汽車に電車に 井戸端に 乗るな流言 語るな秘密」 (京都府)

「油断の蔭から スパイは躍る うかつなお喋り スパイの好餌
武器なきスパイに 防諜マスク」(愛知県)

「咲いた花に スパイがをどる 1人1人が防諜兵
考へよ 言ってよい事 わるい事」(茨城県)

「掛けよ国民、防諜マスク、口の過ち、一国を売る、打って1丸 防諜強化
緩む心に 喰い込むスパイ 口に鍵して 銃後を守れ 1億防諜 揺るがぬ日本
洩らす機密 忘るな防諜 自慢話に 軍機が洩れる」 (一宮警察署)

<昭和14年>

「防諜へ 今日も無言で 御奉公 たのむぞ一線 ふせぐぞスパイ 洩れた1語に
飛来る百機 防諜へ 張れよ1億非常線 スパイ防ぐに 無言の1手 秘密秘密
と語るな秘密 守る秘密が 国守る」(台湾台南州)

<昭和17年>

「心せさ ないしょ話が 海越える 防諜へ 軍機の楯だ デマの戸だ
次々に 秘密秘密と リレー式 スパイはどこに 自分の口に 君だけ君だけ
機密が洩れる 秘密戦に 休戦なし」(日本カレンダー株式会社)

「防諜へ 胸に錠前 口に鍵 心せよ 蔭にスパイの 目が光る 軽い口から
重い罪 スパイ撃つ手は 無言の一手 スパイはスパイらしくなし ヒソヒソ
話に スパイはヒソむ」(中央標語研究会)

「防諜へ 一億無言の 銃をとれ 敵なき所に 敵ありスパイ 配ばれ目と耳
締めよ口 迷ふな流言 飛ばすな造言」(同研究会)

「踊るスパイに 心を配れ 防諜は 銃後を守る 鉄兜 口と財布は しっかり締
めよ 皆に言うなと 一人に言うな」(徳島地区防諜団)

「一億が一つ心で 防諜団 一億動員 あたれよ防諜 間諜(スパイ)は汽車に
電車に 井戸端に 乗るな流言 語るな秘密」(京都府)(1)

国防保安法が公布されたのは一九四一(昭和16)年三月七日のこと。
太平洋戦争勃発のわずか九ヵ月前のことである。国防保安法は、戦争突入のための
外国の諜報、宣伝、謀略を一切遮断する国防国家体制の総仕上げであった。

スパイ、防諜、流言飛語の防止などがスローガンとなり、国民一人ひとりの相互監視
が声高に叫ばれた。冒頭のようなスローガンや標語が看板で掲げられ、懸垂幕となっ
て日常生活のスミズミまで監視された。

初めて防諜週間が昭和16年五月十二日より一週間、全国的に実施された。一月
十五日から三日間は、大阪、兵庫県下で対謀略防衛研究演習が行われ、二月中は
全国一斉に工場の煙突、塀や屋上の広告物
で謀略の目標となりそうなものは任意撤去させ
られた。

九月には全国の興信所に対して外国人の加
入者の有無、利用状況、外国同業者との連絡
の有無などが調査され、取り締まりが強化され
た。

防諜週間には、東京では防諜講演会、防諜アドバルーン(2個)、懸垂幕掲示(123
1枚)、スライド上映(668枚)、紙芝居から果ては防諜染抜帯、防諜襟、防諜リボン、

自転車宣伝行進まで行い、国民の総スパイ監視の体制を布いたのである。

こうした監視、取り締まりの強化によって、一九四一(昭和十六)年中の諜報関係の事件は、日中戦争が勃発した一九三七(昭和十二)年に次ぐ検挙数を記録した。

内務省警保局編『外事警察概況』(昭和十六年)によると、検挙総人員は 1058 人(このうち邦人 854 人)で、このなかで、邦人事件の内訳は次のようになっている。

要塞地帯法違反	二百二十一件
軍機保護法違反	百四十九件
陸軍刑法違反	百四十九件
外国為替管理法違反	八十八件
国防保安法違反	五十九件

1,2 位を占めた要塞地帯法違反、軍機保護法違反の大半は、写真の趣味を持つ市民が撮影禁止区域に入ったり、そこで撮影したというだけの単純なケースであった。第 3 の陸軍刑法違反とは、軍事に関する流言飛言を行ったとか、陸海軍の管理工場で働く軍属たちが軍の機密を漏洩したというもの。

軍機漏洩というと大変いかめしく響き、よほど重大な秘密を漏らしたと思われがちだが、実際は建造や修理をしている艦の長さ、鉄板の厚さ、煙突の本数など軍事上の秘密とされているものを工員同士が雑談のなかでうっかりしやべったりしただけのたあいのないものが多かった。

国防保安法で検挙された 59 件は、具体的にはどのようなものだったのか。

ゾルゲ事件として知られるリヒャルト・ゾルゲ、尾崎秀実ら 17 人が国防保安法、治安維持法、軍用資源秘密保護法、軍機保護法違反などで罰せられているが、死刑は国防保安法によるものであった。

しかし、これ以外は米国、英国などの領事館にスパイ小説を真に受けて、金目当てのために要塞の図面を書いた手紙を送りつけたり、スパイになりたいと申し出て捕まったという極めて幼稚なケースが数多くあった。

スパイ防止、防諜がうるさいほど叫ばれたなかで、たしかにゾルゲという 20 世紀を代表する大物スパイが別ルートから引っかけたとはいえ、他の大部分はスパイとは

縁もゆかりもない一般市民がうっかりしやべったり、間違えて侵入して捕まったケースがほとんどだったのである。

しかし、国民の間には徹底した「見ざる」「聞かざる」「言わざる」の緘口令が布かれ、流言飛語の取り締まりの名のもとに事実がすべて覆い隠された。国民の日常的な会話が取り締まりの対象となり、憲兵や警察が常時、日常生活のすみずみまで「スパイ防止」の名目で監視したのである。

では、国防保安法に至るまでの経過をみてみよう。

日中戦争が起きた一九三七年に軍機保護法が改定になり、翌三八年に国家総動員法、さらに三九年には軍用資源秘密保護法、国境取締法、一九四〇年には要塞地帯法改定、四一年には国防保安法とならんで軍機保護法と次つぎに改定となり、秘密保持がいっそう厳重になった。

軍事秘密や官公庁の機密保護は、刑法、陸軍刑法、新聞紙法、出版物、軍用電気通信法などによって二重三重に網をかけられていたが、これ以外の「外交、財政、経済その他に関する重要な国務に係る国家機密」にまで拡大して、国防保安法によって取り締まられた。

しかも、国家機密でない場合でも、情報の探知、収集にまで取り締まりの対象を拡大した「スパイ防止法」であった。

ゾルゲ事件では、『東京朝日』政治経済部長田中慎次郎らジャーナリスト3人、犬養健代議士、西園寺公一らも検挙された。

当時のマスコミの状況、ことに新聞はどうだったかといえ、十を超える言論取締法現によって、言論の自由はがんにがらめにされていた。

整理部員は日夜、時間に追われながら紙面の整理、編集を行い、何冊もあるぶ厚い命令綴りを引っくり返しながら、記事がこれに引っかからないかどうか目を皿にしてチェックしていた。

万一、これらの命令に違反した記事が掲載されれば、発売配布禁止の処分を受けた。戦々恐々としながら、整理、編集をしていたのである。

一九四一年三月の国防保安法の公布段階で、言論の自由はほぼ完全に封圧されていたが、九ヵ月後の太平洋戦争勃発後は海軍省が「今次海軍作戦の戦況ならびに推移に関しては彼我の状況を含めて大本営の許可したるもの以外は一切これを新聞紙に掲載することを禁ず」といった具合に「大本営発表」以外はすべて掲載禁止となった。

言論の完全な暗黒時代、「新聞の死んだ日」を迎えたのである。

このように国内では、スパイ、防諜と鳴物入りで嚴重な監視網を築いて、言論の自由を完全に圧殺しながら、肝心の軍や外交の暗号がすべてアメリカに筒抜けで、作戦が読まれて、敗戦につながったことは戦後になってわかった。

「頭を隠して尻隠さず」どころか、丸裸で戦争していたのだ。

スパイ防止も防諜もあったものではない。情報について、日本がいかに無知であったか、驚くべきものがある。アメリカが日本のトップシークレットである外交機密暗号を解読していたのは一九三八(昭和十三年)ごろからで、太平洋戦争が始まるずっと以前である。

日米開戦前夜の野村・ハル会談などは逐一翻訳され、米国側は日本の手の内をすべて読んだうえで行動していたのである。

海軍の暗号も外交機密暗号同様に解読されており、ミッドウェー海戦の敗北も、山本五十六が一九四三(昭和十八)年四月十八日、ソロモン上空で米機に撃墜された1件もその結果であったことはよく知られている。

外務省も海軍省も暗号を解読されたのではないかと、この疑いをもって何回も調査したが、結局、見破れないまま、筒抜けの状態ですべての敗北を繰り返した。

これ以上に悲惨なのは陸軍の暗号で、これも陸軍は絶対に解読できないとタカをくっていたが、一九四二年春にはアメリカ側は解読に成功、「**ウルトラ情報**」と称して日本陸軍の暗号翻訳文を毎日、ホワイトハウスに届けていた。

マッカーサーはこの「ウルトラ情報」をもとに、反攻計画を立て、日本輸送船の待ち伏せ攻撃や日本軍の作戦行動を予知していたのである。(2)

また、軍と同様にスパイ取り締まりの総本山であった警察の実態はどうだったのか。当時の外事警察についてゾルゲ事件などの取り調べにあたった警視庁特別高等警察部外事係大橋秀雄は次のように証言する。

大橋は、ロシア一班を担当したが、それまでの調査範囲を拡大し、ソ連大使館、タス通信社の情報収集、各種出版物、新聞、通信の購入、入手関係を調査、さらにソ連の国際書籍会社が日本の新聞、雑誌、各種出版物、大学紀要の入手や、反対にソ連の出版物を日本人購入者へ販売している状況にも手を広げて年一回報告した。

この結果、ソ連各地の機関が日本のどのような事項を調査しているのか、情報収集の目的範囲、方法がある程度つかむことができた。

ところが、この調査も内務省や警察ではほとんど利用されず、陸軍省のみが参考にしていただけという。しかも、大橋氏が外事課を去ると、この貴重な報告も中止されてしまった。(3)

情報が軍部や官庁に独占され、秘密扱われた場合の弊害がよく表われている。

情報が公開され、言論の自由が保証され、誤りがチェックされる仕組みがないと、それによって国家の安全が逆に脅かされるケースは、歴史上、数多くあったが、日本の敗北はその典型であった。

ところで、国家保安法について新聞はどう論じたのだろうか。

社説において取り上げたのは『東京朝日』が一回だけで、『東京日日』は取り上げていない。

『東朝』は、一九四一(昭和16)年二月九日付「寧ろ犯罪なからしめよ」でこう述べている。

「希くは、本法が忠良なる国民に対する田となることなくして、専ら外国に対する防壁たらんことのみを期待せんとするものである」。批判らしい文句がまったく含まれていないのは、当時の言論状況からもやむをえないが、せいっぱいの皮肉をこめている。

こうして大新聞が沈黙したなかで一つだけ異色の社説があった。石橋湛山である。

国防保安法の問題点を勇気をもってズバリと指摘し、その危険性も遠慮なく突いた。

『東洋経済新報』(一九四一年二月十五日)の社説「国家保安法の運用を誤まるな」である。

「この法案はいかなる意味においても最も重大なる非常時立法だ。この法案の重点は二つある。第一は解釈の範囲が広がっていることだ。この法律を政治的に利用しないことは、当局者側がくり返しているところだ。

しかし、一度び法律が実施されれば左様な誓約はなんらの価値もない。

第二はその政治的影響だ。教養あり外国の事情に通ずる者がかくかくの事を外国に知らせ、かつ国内において明らかにすれば国家のために利益だと確信する場合がありますとして、一々厳罰に処されることになれば忠言は跡をたつに至るであろう。

戦時において、言論報道の自由が相当の制約を受けねばならぬことは当然である。しかし、真相を知ればおのずから国民は緊張して来るが、真相を知らされずに、ただ精神の緊張のみ強いられたのでは、真底から湧き立つことができない。今後は、むしろ言論への制約を緩和する必要さえある」

そして他の新聞の対応について、「この法律の及ぼす影響は非常に重大だ。新聞社みずから、その業務を執行する場合、最も多く種々なる制肝を受くるにかかわらず、まるで他人事のごとく取り扱って研究もせず、批評もしないのは不思議千万という外はない」と指摘した。

国内では、国民の日常会話のすべてを監視して、見ざる、言わざる、聞かざるの厳しく取り締まりをしながら、暗号はすべて解読されていたという情報戦争の完敗とその悲喜劇。この情報に対する驚くべき無知と無責任のなかで、数百万人の無辜の国民が犠牲になったのである。

(つづく)

< 参考引用文献 >

- (1) 「傑作国策標語大全」(監修・前坂俊之) 大空社2001年6月刊 322 - 340P
- (2) 「情報戦に完敗した日本人」岩島久夫 原書房 1984年10月刊 63 - 65P
- (3) 「闘った幹部警察官の記録」大橋秀雄、松橋忠光著 オリジン出版センター1985年刊
39 - 42P